

薬生食輸発0203第2号  
令和3年2月3日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和2年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(韓国産青とうがらしのプロピコナゾール及びヘキサコナゾール、ベトナム産シソクサのトリシクラゾール及びルフェヌロン並びにPUK WHAN (アマメシバ) のインドキサカルブ及びプロフェノホス)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年1月27日付け薬生食輸発0127第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、韓国産青とうがらし並びにベトナム産シソクサ及びPUK WHAN (アマメシバ) の輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、韓国産青とうがらしのプロピコナゾール及びヘキサコナゾール、ベトナム産シソクサのトリシクラゾール及びルフェヌロン並びにPUK WHAN (アマメシバ) のインドキサカルブ及びプロフェノホスに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、ベトナム産シソクサのトリシクラゾール及びルフェヌロン並びにPUK WHAN (アマメシバ) のインドキサカルブ及びプロフェノホスについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和3年 2月3日	韓国	青とうがらし及び その加工品(簡易 な加工に限る。)	残留農薬(プロピ コナゾール)	DAIICHI BUSSAN.
			残留農薬(ヘキサ コナゾール)	NH TRADING CO., LTD.

ベトナム	シソクサ及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬（トリシクラゾール）	TRAN VAN BUONG
		残留農薬（ルフエヌロン）	TRAN VAN BUONG
	PUK WHAN（アマメシバ）及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬（インドキサカルブ）	TRAN VAN BUONG
		残留農薬（プロフェノホス）	TRAN VAN BUONG